

2019年中国民营企业上位500社ランキング

～首位は華為、金融支援強化の課題も

リサーチ&アドバイザー部
中国調査室

メインピックス	2
2019年中国民营企业500社ランキング～首位は華為、金融支援強化の課題も.....	2
➤ 中国の民营企业は税収の5割、国民総生産(GDP)の6割、技術革新成果の7割、都市部就業者数の8割、企業数の9割を占め、経済活動において重要な役割を果たしている。中国における民营企业は2012年の1,085.72万社から2018年の3,143.26万社に、「个体工商户」(個人事業主)は2012年の4,059.27万戸から2018年の7,328.58万戸に増加した。一方、過剰生産能力の解消、環境規制の強化、デレバレッジ(過剰債務の削減)、社会保険料の徴収強化、米中貿易摩擦の激化などの影響を受け、2017年以降、民营企业の経営状況が悪化し、資金調達難・調達コスト高の問題が依然として解消されておらず、デフォルトも多発するようになった。	
人事労務コンサルティング情報/中智上海.....	10
中日社会保障協定に関するQ&A～	10
➤ 「中華人民共和国政府・日本国政府社会保障協定」が2019年9月1日に発効しました。協定によると、日本は中国から日本法人へ派遣された中国企業従業員、国際線船舶運輸乗務員、国際線航空運輸乗務員、外交領事機関職員及び公務員に対し、日本における厚生年金ならびに国民年金を納付する義務を免除し、中国は日本から中国へ派遣された上記の条件にある在中国の日本人員について職工基本養老保険の納付義務を免除することになります。また、日本に滞在している中国方の人員と生活をともにする配偶者ならびに子女について、一定の要件のもと日本滞在期間中の社会保険料納付の免除申請を行うことができます。	
君合の中国法コラム	12
外商投資参入特別管理措置に関する全国版ネガティブリストと自貿区ネガティブリストの比較.....	12
➤ 中国の商務部および国家発展改革委員会は、2019年6月30日に「外商投資参入特別管理措置(2019年版)」(以下「全国版ネガティブリスト」という)、「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(2019年版)」(以下「自貿区ネガティブリスト」という)を同時に公布し、7月30日から施行すると発表した。本稿では、外商投資に関わるネガティブリスト制度の適用規則、2019年のネガティブリスト制度における変更内容、全国版ネガティブリストと自貿区ネガティブリストの相違点などについて、以下のとおり解説する。	
三菱UFJ銀行の中国調査レポート(2019年9月).....	14

メインピックス

2019年中国民营企业500社ランキング～首位は華為、金融支援強化の課題も

中国の民营企业は税収の5割、国民総生産(GDP)の6割、技術革新成果の7割、都市部就業者数の8割、企業数の9割を占め、経済活動において重要な役割を果たしている。中国における民营企业は2012年の1,085.72万社から2018年の3,143.26万社に、「个体工商户」(個人事業主)は2012年の4,059.27万戸から2018年の7,328.58万戸に増加した。一方、過剰生産能力の解消、環境規制の強化、デレバレッジ(過剰債務の削減)、社会保険料の徴収強化、米中貿易摩擦の激化などの影響を受け、2017年以降、民营企业の経営状況が悪化し、資金調達難・調達コスト高の問題が依然として解消されておらず、デフォルトも多発するようになった。

このほど青海省西寧市で開催された2019中国民营企业上位500社フォーラムで、中華全国工商业联合会(全国工商联)は2019年の中国民营企业上位500社ランキングと調査分析報告を発表した。同調査は、2018年度の営業収入が5億元以上の民营企业、非公有制経済がマジョリティを取得する有限責任会社と株式有限会社を対象に、企業経営状況、資産・人員規模、企業投融资、企業管理と技術革新、国際化発展戦略などについてアンケート調査を実施した上、調査報告を纏めた。本稿では、同報告に基づき、2018年の民营企业の概況と業況悪化の原因を分析したい。

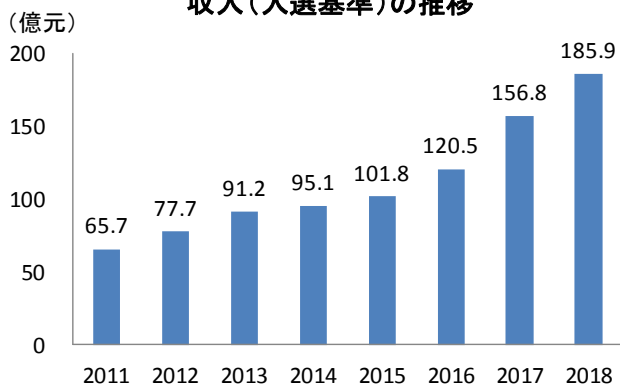
*以下全ての図表は全国工商联のデータを基に作成

I. 民营企业上位500社の概況

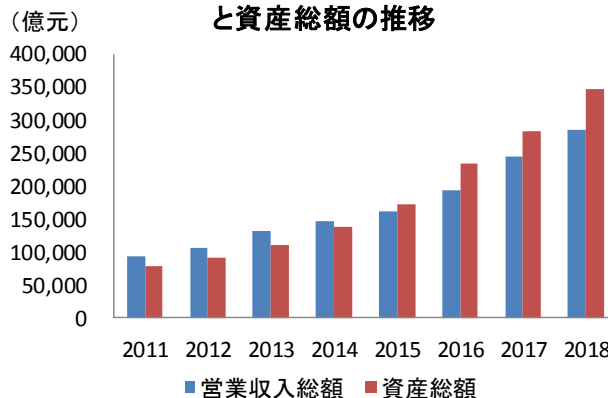
華為は連続の首位

2019年中国民营企业上位500社ランキングでは、入選基準として2018年の営業収入が185億8,600万元以上の民营企业が入選した(図表1)。2018年の上位500社の営業収入総額は28兆5,034億元、1社当たり570億700万元で、資産総額は34兆6,128億元、1社当たり692億2,600万元となった(図表2)。

【図表1】民营企业上位500社の最低営業収入(入選基準)の推移



【図表2】民营企业上位500社の営業収入と資産総額の推移



営業収入が1,000億元以上の企業は56社、500～1,000億元の企業は85社、100～500億元の企業は359社。通信設備・機器大手の華為投資控股(7,121億元)が4年連続の首位となり、新たにランクインした海航集団(6,183億元)は蘇寧控股(6,025億元)を追い抜き、2位となった。また、資産総額が1,000億元以上の企業は76社、100～1,000億元の企業は339社、50～100億元の企業は59社。不動産企業の恒大集団(1兆8,800億元)、碧桂園(1兆6,297億元)、万科(1兆5,286億元)および海航集団(1兆705億元)4社の資産総額は1兆元を超えた(図表3)。

2018年フォーチュン誌の世界トップ500企業にランキングされた中国民営企業は26社で、前年より3社増加した。うち20社は民営企業上位500社にランクインしたが、その他6社(中国平安保険、太平洋建設集団、阿里巴巴、騰訊控股、華夏保険、海尔智家)はアンケート調査に回答しなかった。

【図表3】2019年民営企業上位500社の営業収入上位20社

順位	企業名	業種	所在地	営業収入 (億元)
1	華為投資控股有限公司	コンピューター・通信・その他電子設備製造	広東	7,212.0
2	海航集团有限公司	コングロマリット	海南	6,182.9
3	蘇寧控股集团	小売	江蘇	6,024.6
4	正威国際集团有限公司	非鉄金属精錬・圧延加工	広東	5,051.2
5	恒大集团有限公司	不動産	広東	4,662.0
6	京東集団	インターネット・関連サービス	北京	4,620.2
7	碧桂園控股有限公司	不動産	広東	3,790.8
8	恒力集团有限公司	化学原料・化学製品製造	江蘇	3,717.4
9	聯想控股股份有限公司	コンピューター・通信・その他電子設備製造	北京	3,589.2
10	国美控股集团有限公司	小売	北京	3,341.0
11	浙江吉利控股集团有限公司	自動車製造	浙江	3,285.2
12	大商集团有限公司	小売	遼寧	3,002.9
13	万科企業股份有限公司	不動産	広東	2,976.8
14	山東魏橋創業集团有限公司	非鉄金属精錬・圧延加工	山東	2,844.9
15	雪松控股集团有限公司	ビジネスサービス	広東	2,688.3
16	美的集团股份有限公司	電気機械・器材製造	広東	2,618.2
17	江蘇沙鋼集团有限公司	鉄金属精錬・圧延加工	江蘇	2,410.0
18	青山控股集团有限公司	鉄金属精錬・圧延加工	浙江	2,265.0
19	中南控股集团有限公司	不動産	江蘇	2,225.4
20	陽光龍浄集团有限公司	コングロマリット	福建	2,209.0

東部に集中、浙蘇魯粵4省が最多

民営企業上位500社の地域分布をみると、東部地域は390社で全体の78%を占めており、中部地域は53社、西部地域は43社、東北地域は14社となった。東部地域企業の営業収入と資産総額はそれぞれ23兆4,575億元、27兆7,668億元で、全体の82.3%、80.2%を占めている。西部地域の売上高純利益率は6.2%、中部地域の総資産利益率は102.1%で最も高い。

省別にみると、2018年の上位500社は28省・自治区・直轄市に分布し、浙江省と江蘇省の企業はそれぞれ92社と83社で最も多い。3位以下は山東省(61社)、広東省(60社)、河北省(33社)、福建省(22社)の順で昨年と変わらない。トップ4省のランクイン企業は296社で全体の59.2%を占める。同4省の国内総生産(GDP)は全体の41%、貸出残高は全体の32.8%を占めており、いずれも全国トップ4に並ぶ。また、営業収入と資産総額をみると、広東省がトップで、全体の17.9%と28.7%を占めており、浙江省と江蘇省が次いでいる。

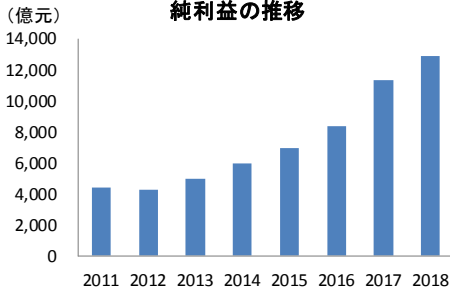
利益額は上昇したが、収益率が低下

民営企業上位500社の2018年の税引後純利益は1兆1,2892億元となった(図表4)。税引後純利益が100

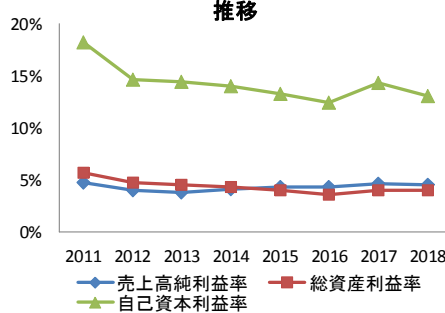
1 華為投資控股、正威国際集団、恒大集団、京東集団、碧桂園控股、恒力集団、聯想集団、浙江吉林控股集团、万科企業、山東魏橋創業集団、雪松控股集团、美的集団、蘇寧易購集団、江蘇沙鋼集団、青山控股集团、陽光龍浄集団、新疆広匯実業投資、小米集団、海亮集団、泰康保険集団など20社である。

億元を超えたのは恒大(665.5億元)、華為(593.5億元)、万科(492.7億元)、碧桂園(485.4億元)、百度(225.8億元)、美的(216.5億元)など21社で前年より3社増加した。収益力をみると、民営企業上位500社の2018年の売上高純利益率、総資産利益率(ROA)、自己資本利益率(ROE)はそれぞれ4.5%、4.0%、13.0%で、前年より小幅に低下した(図表5)。経営効率をみると、民営企業上位500社の1人当たり営業収入は269.6萬元、1人当たり利益は12.2萬元、総資本回転率は88.8%となった(図表6)。

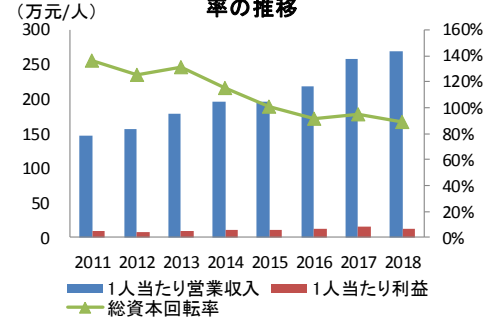
【図表4】民営企業上位500社の税引後純利益の推移



【図表5】民営企業上位500社の収益の推移



【図表6】民営企業上位500社の経営効率の推移



一方、2018年、民営企業上位500社のうち、赤字企業は11社と前年より2社増加、赤字額は全体で78.9億元と同392.6億元の減少、1社当たり赤字額は7.9億元となった。赤字企業は鉄金属精錬・圧延加工業、インターネットと関連サービス業、ソフトウェアと情報技術サービス業、卸売業、不動産業、医薬製造業、コンピューター、通信とその他電子設備製造業、複合企業(コングロマリット)に分散している。

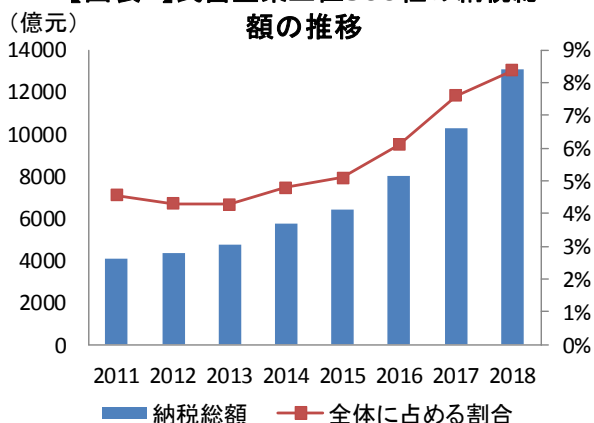
税収、雇用促進の役割が大きい

民営企業上位500社の2018年の納税総額は1兆3,099億元で、全国の税収総額の8.4%を占めている(図表7)。納税額が1億元を超えた企業は479社で、うち157社の納税額は20億元を超え、全体の31.4%を占めている。華為(890億元)、万科(754.2億元)、碧桂園(625.7億元)、恒大(602.2億元)、浙江吉利(388.5億元)、大連万達(283.8億元)6社の納税額は200億元を超えた。

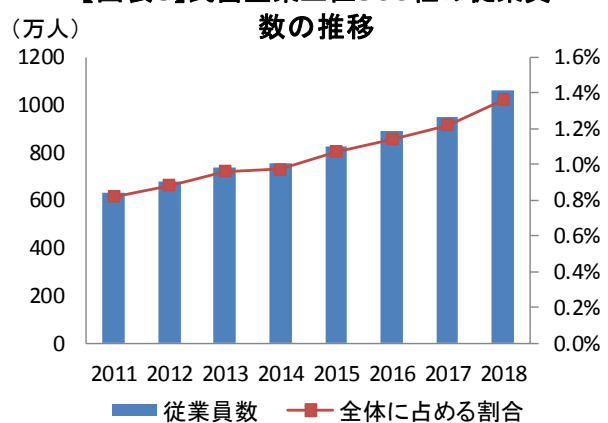
業種別にみると、納税額のトップ5は順に不動産業(3,715.7億元、39社)、コングロマリット(1,353.0億元、43社)、コンピューター・通信とその他電子設備製造業(1,303.4億元、24社)、鉄金属精錬・圧延加工業(990.5億元、55社)、自動車製造業(627.3億元、13社)となり、不動産業の納税額は全体の28.4%を占めている。5大業界の納税総額は前年比41.7%増の7,990億元となった。

2018年、民営企業上位500社が雇用している従業員数は前年比11.2%増の1,057万4,100人で、全国従業員数の1.4%を占めている(図表8)。海航集団の従業員数は29万3,700人で最も多い。業種別にみると、従業員数のトップ5は住宅建築業(118.9万人、31社)、不動産業(102.5万人、39社)、コングロマリット(101万人、43社)、コンピューター・通信とその他電子設備製造業(81.7万人、24社)、小売業(79.1万人、20社)で、従業員数は合計483.1万人と全体の45.7%を占めている。

【図表7】民営企業上位500社の納税総額の推移



【図表8】民営企業上位500社の従業員数の推移



産業構造の最適化が進む

民営企業上位500社を産業別にみると、第1次産業の企業数は6社で前年より1社増加。第2次産業の企業数は2014年の364社から2018年は337社に減少し、下落幅が7.4%。第3次産業の企業数は2014年の130社から2018年の157社に増加し、上昇幅が20.8%となった(図表9)。第2次産業の資産総額は13兆8,342億円で、全体に占める割合は40.2%と年々低下している。他方、第3次産業の資産総額と営業収入はそれぞれ全体の6割と4割を占めており、経済成長へのけん引力が一層増大した。

第2次産業のうち、製造業は依然として主導的地位を占めており、2018年に295社がランクインし、前年より7社増加した。製造業上位500社の入選基準は85.6億元、営業収入は18兆171億元、資産総額は15兆2,383億元、利益総額は1兆750億元、税引後純利益は8,711億元でいずれも増加したが、伸び率が低下した。

民営企業上位500社のトップ10業種は312社となっており、前年より4社減少した。鉄金属精錬・圧延加工業(55社)とコングロマリット(43)は1位と2位を維持し、3位以下は不動産業(39社)、建築業²(37社)、石油加工・コークス・核燃料加工業(26社)、電気機械・器材製造業(24社)、コンピューター・通信とその他電子設備製造業(24社)、卸売業(22社)、化学原料・化学製品製造業(21社)、非鉄金属精錬・圧延加工業(21社)が続いた。

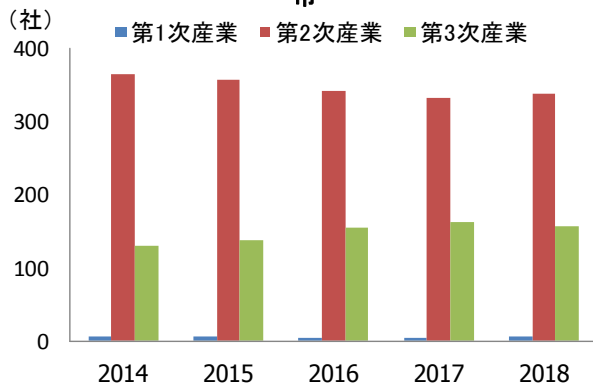
収益力をみると、民営企業上位500社の2018年の売上純利益率は4.5%で、前年より0.1ポイント低下。23業種の売上純利益率は平均水準の4.5%を超え、不動産業、皮革・毛皮・羽毛とその製品・靴製造業、非金属鉱物製品業、食品製造業、ソフトウェア・情報技術サービス業など5業種は10%を超えている。一方、文化芸術業、ビジネスサービス業、小売業と卸売業の売上純利益率は2%以下にとどまった。上位500社の2018年のROAは4.0%で、皮革・毛皮・羽毛とその製品・靴製造業、食品製造業、鉄金属精錬・圧延加工業、酒・飲料とお茶製造業など4業種のROAは10%を超えた。

また、上位500社のROEは13.0%と前年より1.31ポイント低下。26業種のROEは平均水準を超えており、うち皮革・毛皮・羽毛とその製品・靴製造業、食品製造業、鉄金属精錬・圧延加工業、文化教育・工芸美術・体育と娯楽用品製造業、住宅建築業、ソフトウェア・情報技術サービス業、ガス生産・供給業など7業種は20%を超えた。一方、卸売、鉄道・船舶・航空宇宙とその他運輸設備製造業、ビジネスサービス業、建築取付業、飲食業、通用設備製造業、非鉄金属精錬・圧延加工業、コングロマリット、小売業、倉庫業、文化芸術業、農・林・牧畜・漁業、積卸・搬送と運輸代理業など13業種は10%以下にとどまった。

輸出貢献率が上昇、海外投資が増加

民営企業上位500社のうち、輸出を取り扱う企業は2017年の230社から2018年の226社に減少したが、輸出総額は前年比13.6%増の1,422.5億ドルに増加し、中国の輸出総額の5.7%を占めている(図表10)。海外投資を行う民営企業は前年より10社増の241社、海外投資プロジェクト数は同842件増の2,345件となった。

【図表9】民営企業上位500社の産業分布



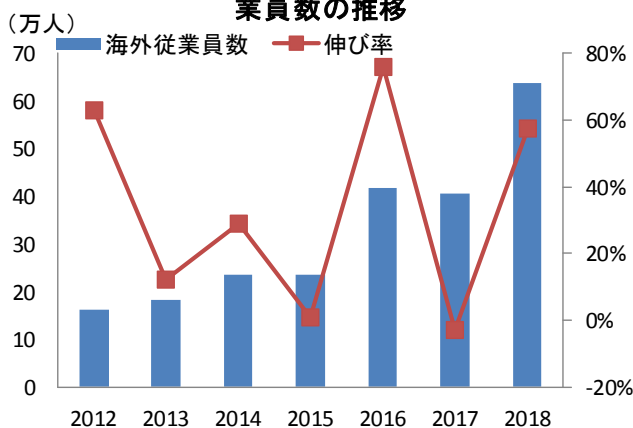
【図表10】民営企業上位500社の輸出額推移



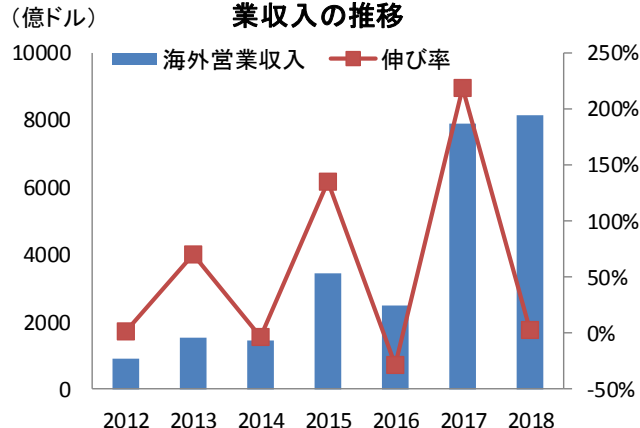
² 建築業には住宅建築業、土木工学建築業、建築取付業、建築装飾とその他建築業が含まれる。

2018年の上位500社の海外従業員は63万9,700人で、2017年より23万4,000人増加、海外収入(輸出を除く)は8,151.6億ドルで、同248.7億ドル増加した(図表11、12)。海外進出の要因として、市場拡大を挙げた企業は363社、ブランド、技術、人材など戦略的要素の獲得を挙げた企業は224社、海外原材料といった資源の獲得を挙げた企業は176社、国際生産能力の合作を挙げた企業は112社、現地労働力利用によるコスト削減を挙げた企業は95社となった。海外投資方式として、対外直接投資は285社、製品とサービス輸出は213社、対外業務請負と対外労務協力は77社と46社となった。地域別にみると、アジア、欧州、北米で経営を展開する企業はそれぞれ200社、98社、87社。経営類型をみると、アジア地域では工場開設、欧州と北米では国際販売ネットワークと物流サービスネットワークの構築を主としている。

【図表11】民営企業上位500社の海外従業員数の推移



【図表12】民営企業上位500社の海外営業収入の推移



米中貿易摩擦や保護主義の台頭などの影響を受け、上位500社のうち、国際貿易摩擦の影響を受けた企業は72社で、前年より34社増加した。業種別にみると、30業界に及んでおり、トップ5は電気機械と器材製造業(11社)、鉄金属精錬・圧延加工業(10社)、化学繊維製造業(5社)、自動車製造業(4社)、非鉄金属精錬・圧延加工業(3社)で、合計33社となった。通用設備製造業、コングロマリット(製造業)、木材加工と木・竹・藤・棕・草製品業、化学繊維製造業に対する影響が最も大きい。内容をみると、知的財産権の紛争が88件、反ダンピングが38件、反補助金が22件、特別保障措置が19件となっている。

資金調達方法と投資分野が拡大

2018年、民営企業上位500社の新規投資資金の出所について、自己資金に依存する企業は前年より2社増の454社、銀行貸出に依存する企業は同1社減の375社、株式や債券を通じた資本市場から調達する企業は同64社増の254社と近年の最高値を記録。戦略的投資者を導入する企業は同5社減の122社、政府からの資金援助を受けた企業は同7社増の44社、民間貸出からの企業は同4社増の6社となった。

2018年、民営企業上位500社が行った合併・再編(M&A)は前年より15件減の192件、うち国内で発生した案件は同1件減の147件、海外で発生した案件は同14件減の45件となった。取引額をみると、国内で5億元以上の案件を行った企業は55社で全体の37.4%を占める。海外で5,000万ドル以上の案件を行った企業は21社で全体の46.7%を占める。業種別にみると、コングロマリットと不動産業に従事する企業は最多の21社と17社、3位以下は鉄金属精錬・圧延加工業、コンピューター、通信とその他電子設備製造業、電気機械と器材製造業が続いた。

上位500社のうち、466社は各種の国家戦略に参画し、全体の93.2%を占める。そのうち、「一帯一路」(シルクロード経済ベルトと21世紀海上シルクロード)構想に参画した企業は346社(69.2%)、郷村振興戦略に参画した企業は277社(59.4%)、混合所有制改革に参画した企業は183社(39.5%)、東北振興戦略に参画した企業は98社(21.3%)となった。

2018年、中国企業が「一帯一路」沿線56ヶ国で行った非金融類直接投資は前年比8.9%増の156.4億ドルとなった。上位500社のうち、179社は「一帯」(シルクロード経済ベルト)、167社は「一路」(21世紀海上シルクロード)に参画した。「一帯」建設に参画した民営企業179社のうち、121社は江蘇、浙江、広東、山東と河

北など東部沿海部に位置する。業種別にみると、製造業は全体の6割、建築業は1割を占めている。今後3年間の投資方向性について、318社は「一帯一路」沿線国に投資する意向があり、うち85社は「一帯」と「一路」に同時に投資する意向がある。

官民パートナーシッププロジェクト(PPP)における民営企業の投資は以前に比べ合理的な投資を行うようになっており、PPPプロジェクトに参画した企業は106社で、前年より5社減少した。投資分野をみると、インフラプロジェクト(38社)に投資する企業が減少したが、科学技術(12社)、医療衛生(15社)、保障性住宅建設(23社)に投資する企業が増加した。

ブランド構築と技術革新力が向上

2018年、民営企業上位500社が保有する商標登録数は前年比40.5%増の145,959件、うち国内商標登録数は同47.8%増の119,555件、海外商標登録数は同14.8%増の26,404件。1社当たりの商標登録数は同40.5%増の292件となった。自社商標を有する企業は374社で、そのうち、プライベートブランド(PB)商品の売上が全体に占める割合は60%以上の企業は331社、60%以下の企業は43社だった。

上位500社のうち、研究開発(R&D)に携わる従業員を有する企業は409社で、そのうち、R&D人員の割合が10%を超えた企業は184社、3%~10%にある企業は144社。R&D費用が営業収入の10%を超えた企業は6社、3%~10%にある企業は63社、1%~3%にある企業は116社となった。R&D費用トップ5企業はいずれも100億円を超え、華為が1,015億元と首位をキープ、その他4社(浙江吉利、百度、京東、山東魏橋創業)合計の1.7倍となった。

2018年、政府による科学技術資金支援を獲得した企業は373社で、全体の74.6%を占めた。そのうち、支援資金が企業のR&D費用の30%以上を占める企業は2社、10%~30%を占める企業は24社、5%~10%を占める企業は57社。資金支持を獲得したトップ3業種は鉄金属精錬・圧延加工業、コングロマリット、建築業で、同業界ランクイン企業の72.7%、74.4%、67.6%を占めた。

研究機関や大学と協力を展開する民営企業は420社で、うち332社はプロジェクト協力、158社は研究機関の設立、46社は専門学科の設置を行った。各種イノベーションを行った企業は470社で、うち技術、管理、製品、ビジネスモデルのイノベーションを行った企業はそれぞれ411社、389社、358社、276社となった。「インターネット+」を応用した企業は454社で、うち工場スマート化、ネットワーク化の協同製造(スマートマニュファクチャリング)、カスタマイズ製造、製造業のサービス化、製品のスマート化を行う企業はそれぞれ292社、243社、176社、199社と175社となった。「インターネット+」の融合深化に伴い、電子商取引(EC)を応用した企業は227社で、うちEC関連営業収入が50%以上を占める企業は25社、30%~50%を占める企業は21社、10%~30%を占める企業は54社となった。

2018年、民営企業500社の「専利」(特許、実用新案、意匠)申請件数は前年比51.7%増の367,157件となり、うち国内申請件数は同42.7%増の301,321件、海外申請件数は同113.1%増の65,836件となった。有効専利件数の首位は華為(87,805件)で、2位の美的(46,831件)と3位の比亞迪(24,120件)の合計を超えた。

II. 民営企業発展の課題

モデル転換・高度化の加速

2018年、民営企業上位500社のモデル転換・高度化に関する動機として、大きく・強くなる(82.4%)、政策支援・指導(53%)、製品技術のグレードアップ(49.6%)、国内経済成長の鈍化(41%)、コスト上昇(37.8%)などが挙げられた。企業発展に影響するコスト要因として、資金調達コスト(56%)、原材料コスト(53%)、税収コスト(52.2%)がトップ3を占め、いずれも全体の5割以上を占めている。モデル転換・高度化の推進方式として、コア競争力の向上(84.2%)、製品の質の向上(81%)、管理水準の向上(79.6%)がトップ3に挙げられた。

また、過剰生産能力・在庫・レバレッジの解消について、51.2%を占める256社は自ら過剰生産能力の解消に取り組み、80.8%を占める404社の在庫は合理的な水準にあり、50.4%を占める252社は措置を講じてデレバレッジに取り組んだ。

金融リスクの防止

2018年民営企業上位500社のうち、金融分野に参入した企業は332社で全体の66.4%を占める。そのうち、小額貸付会社は137社、投資会社は108社、銀行業金融機関は102社。金融リスク防止の措置を講じた企業は470社、うち資産構造の最適化、実体経済の注力、財務レバレッジ削減の措置を講じた企業はいずれも7割を占める。業種別では、鉄金属精錬・圧延加工業、コングロマリット、建築業、不動産業、地域別では、沿海部の浙江、江蘇省、山東、広東、河北、福建6省に集中する。

上位500社のうち、金融事故が発生した企業は19社、うち債務不履行、キャッシュフロー不足、銀行融資を返済できない企業はそれぞれ11社、6社、3社となった。業種別にみると、11業種に及んでおり、石油加工・コークス・核燃料加工業(3社)、コングロマリット(3社)、ビジネスサービス業(2社)、自動車製造業(2社)、電気機械・器材製造業(2社)は全体の63.2%を占めた。

2018年民営企業上位500社のうち、環境汚染防止の「攻堅戦」(堅固な陣地の攻略戦)に参加した企業は382社で全体の7割以上を占めた。省エネルギー効率の向上、エネルギー使用構造の調整、産業構造調整が主な方式である。参加企業は47業種に分布し、うち鉄金属精錬・圧延加工業、コングロマリット、住宅建築業、石油加工・コークス・核燃料加工業、電気機械・器材製造業、不動産業、化学原料・化学製品製造業の参加企業はいずれも20社を超えた。

ビジネス環境の改善

ここ3年、民営企業発展に影響する要因は依然として、人件費の上昇、重い税負担、資金調達難・コスト高に集中し、2018年もトップ3の影響要因である。このほか、国内市場の需要不足、市場ルールの未整備、省エネ圧力の増大、民営経済に対するネガティブ世論、知的財産権保護の不足なども挙げられた。

2018年11月、習近平国家主席が主宰した民営企業座談会が開かれた以降、地方政府は民営企業のビジネス環境改善に取り組んでおり、政府サービス、世論、科学技術革新、減税・費用引き下げなどの面で明らかに改善されたが、資金調達サポート、権益保護、市場参入などの面では未だ大きく改善されていない。民営企業の困難緩和に関するアンケート調査に回答した335社のうち、関連支援を得ていないと答えた企業は109社、一つ以上の政策支援を得たと答えた企業は226社。地方政府が講じた手段のうち、融資担保、普惠(普遍的な恩恵の及ぶ)金融商品支援、貸出のロールオーバー、税金納付の延期を獲得した企業はそれぞれ78社、68社、60社、59社となった。

資金調達問題の緩和

民営・小型零細企業は、中国の主な資金供給チャネルである銀行貸出に関して国有企業より高い金利が要求されるうえ、融資を受けず、シャドバンキングなど銀行貸出以外のチャネルを通じた資金調達を余儀なくされる傾向がある。一方、2016年後半からのシャドバンキングに対する規制強化を受け、民営・小型零細企業の資金調達環境は一層悪化した。2016年末の貸出残高では、国有企業が企業向け貸出の54%、民営企業が同34%となっており、新規貸出では、国有企業が6兆9,000億元と全体の78%、民営企業が1兆5,000億元と全体の17%という結果となっている。

金融リスク対策のほか、環境汚染対策の強化、過剰設備の淘汰、社会保険料の徴収強化など、各種の構造改革にかかわる取り組みが民営企業の経営を圧迫した。さらに、米中貿易摩擦のエスカレート、外需の低迷により、中国の輸出の伸び率が低下し、輸出の主力である民営企業に対する影響が最も大きい。

2018年には、インフラ投資や個人消費の下押しを受けた景気減速もあり、民営企業のデフォルトが多く発生するようになった。統計によると、2018年1~7月、民営企業(金融機関を除く)が発行した信用債(無担保社債)規模は6,275億元、全体に占める割合は10%以下にとどまった。今年から新たに23社がデフォルトを起こしたが、このうち、22社は民営企業である。票面利率、担保費、引受手数料などを加えれば、民営企業の発行コストは9%前後にある。一方で国有企業の発行コストは5%を下回る。

民営企業の苦境が経済の不安定要因になることを懸念し、中国政府は2018年下半年から小型零細企業を

中心とする民営企業の資金繰りの改善を念頭に、金融面で銀行貸出の強化や新たな支援スキーム導入などの措置を実施した。「2018年第4四半期中国貨幣政策執行報告」によると、2018年末時点、国有企業と民営企業の貸出残高は90兆6,000億元、うち国有企業は47兆7,000億元と全体の52.6%、民営企業は42兆9,000億元と全体の47.4%を占めた。家計部門の経営性貸出を除けば、民営企業の貸出残高は32兆8,000億元と全体の40.7%を占める。経済成長に対する貢献度を考慮すれば、民営企業の銀行借入は依然として低水準にある。

2019年9月5日時点、上海・深セン株式市場で上場した会社は3,681社、うち民営企業は2,316社で、全体に占める割合は2012年の55%から63%に上昇した。長期的にみれば、銀行中心の間接金融は民営企業の資金調達問題を根本的に解決することが難しく、債券や株式発行といった資金調達手段の多様化により、直接金融の道を拡大することが求められる。①実力のある民営企業の上場または債券発行の支援、②ABS(資産担保証券)といった民営企業や小型零細の実情に適した調達ツールの革新、③エクイティファイナンス、企業上場、事業計画といった資本市場サービスの提供を通じて、資金調達ルート・調達手段と調達コストにおいて、資本市場のサポートが期待される。

中国人民銀行は6日、預金準備率を16日から0.5ポイント引き下げると発表した。地方銀行に対しては10月以降、さらに1ポイントの引き下げを行う。これにより、約9,000億元が市場に供給されることになる。景気の下振れ圧力が増大する中、実体経済への金融支援を強めるとともに、特に中小企業、民営企業向けの資金供給を拡大させ、資金繰り難の改善を図ろうとしている。しかしながら、金融支援策の効果が現れるまで時間を要するほか、今の支援策が新たな金融リスクをもたさないことにも注視する必要がある、安定維持と改革推進の間で難しい舵取りを迫られる。

MUFG バンク(中国) リサーチ&アドバイザー一部
中国調査室 孫元捷

人事労務コンサルティング情報/中智上海

中日社会保障協定に関する Q&A～

「中華人民共和国政府・日本国政府社会保障協定」が2019年9月1日に発効しました。協定によると、日本は中国から日本法人へ派遣された中国企業従業員、国際線船舶運輸乗務員、国際線航空運輸乗務員、外交領事機関職員及び公務員に対し、日本における厚生年金ならびに国民年金を納付する義務を免除し、中国は日本から中国へ派遣された上記の条件にある在中国の日本人員について職工基本養老保険の納付義務を免除することになります。また、日本に滞在している中国方の人員と生活をともにする配偶者ならびに子女について、一定の要件のもと日本滞在期間中の社会保険料納付の免除申請を行うことができます。

中日社会保障協定は発効後、両国の相手国で就業する従業員の社会保険上の権益保護になるだけでなく、中日双方の企業と従業員の社会保険料負担を軽減するものであるため、両国間の経済交流を促進し人的交流をより円滑なものにすることが期待されます。

I. 中日社会保障協定によって、どの社会保険が免除されるのですか？

中国では職工基本養老保険、日本では国民年金(国民年金基金を除く)と厚生年金(厚生年金基金を除く)です。

II. 中国側から見た場合、中日社会保障協定により日本で社会保険料の納付免除を適用されるのはどのような人ですか？

以下の6種類に該当する方は、日本での社会保険料の支払いを免除されます。

1. **中国から派遣された従業員。** 中国の領域内に経営拠点を置く雇用者より、雇用関係に基づいて日本の領域内へ派遣され業務に従事する従業員。
2. **船舶上で勤務する船員。** 中国船籍の船舶において雇用される従業員及び通常は中国の領域内で居住しており、日本船籍の船舶に雇用される従業員。
3. **航空機内の従業員。** 中国の領域内で雇用者の指示を受けて、国際線の航空機内で勤務する従業員。
4. **外交及び領事機構の職員及び公務員。** 外交及び領事機構の職員とは、「外交関係に関するウィーン条約」及び「領事関係に関するウィーン条約」に定める人員をいう。公務員とは、中国から派遣され日本の領域内で勤務する公務員及び中国の法律法規により公務員と同等の立場とされる者をいう。
5. **例外として、中日両国の主管機関または担当機構は、特定の者または特定の範囲の者につき、いずれか一方の締約国の法令が適用されることを条件として、第五条から第八条までの規定の例外を認めることについて合意することができる。**
6. **随行する配偶者及び子女。** 中国から派遣される従業員、公務員、例外的に認められた者(※注: 中華人民共和国の法令のみの適用を受ける者)に同行する配偶者及び子女については、社会保障に関する協定の実施に関する日本国の法令に定める要件を満たすことを条件として、日本の国民年金の納付義務を免除する。但し、当該配偶者又は子女が別段の申出を行う場合は、この限りではない。

Ⅲ. 全国の政策通達

今年、8つの省で企業賃金指導ラインが発表

現在、上海市、天津市、山西省、新疆、内モンゴ、山東省、陝西省、雲南省等の8つの市省区が、企業が昇給を行う際の参考としてもらうため、2019年企業賃金指導ラインを発表しています。

企業賃金指導ライン制度は、政府が企業の賃金分配をマクロコントロールする制度であり、企業が賃金集団協議を行う際の基本的な根拠となります。基準線、上線(警報線ともいいます)と下線で構成されます。

企業賃金指導ライン										
地区	2019年			2018年			2019年 GDP 成長目標	2019年 上半期 GDP 成長率	2018年 GDP 成長率	2017年 GDP 成長率
	基準線	増加上線	増加下線	基準線	増加上線	増加下線				
上海	5%-6%	未設定	2%-3%	8.0%	未設定	3.0%	6%-6.5%	5.9%	6.6%	6.9%
天津	7.0%	12.0%	3.0%	7.5%	12.0%	3.0%	4.5%前後	4.6%	3.6%	3.6%
新疆	5.0%	8.0%	2.0%	7.0%	10.0%	3.0%	5.5%前後	5.6%	6.1%	7.6%
内モンゴ	7.5%	11.0%	—	7.0%	10.0%	1.5%	6%前後	5.5%	5.3%	4.0%
山東	7.0%	未発表	未発表	7.0%	11.0%	3.0%	6.5%前後	5.4%	6.4%	7.4%
陝西	7.0%	12.0%	2.0%	7.5%	12.0%	3.0%	7.5%-8%	5.4%	8.3%	8.0%
雲南	7.0%	11.0%	3.0%	7.0%	11.0%	2.0%	8.5%前後	9.2%	8.9%	9.5%
山西	8.0%	12.0%	4.0%	8.5%	12.5%	4.0%	6.3%前後	7.2%	6.7%	7.1%

当資料は情報提供のみを目的として、中智上海によって作成されたものであり、当行はその正確性を保証するものではありません。また当該機関との取引等、何らかの行動を当行が勧誘するものではありません。

中智上海経済技術合作有限公司 中智日本企業倶楽部・智櫻会

グローバルにリードする人的資源総合サービスサプライヤーである中智は1987年、中央政府管理下の国有重点骨幹企業として設立されました。国内外に126社の支社機構を有し、76の国または地域で経済技術及び人材提携を展開しています。中智では現在、世界500強企業239社傘下の1057社や中国500強企業148社傘下の611社を含む全世界の企業7.6万社の企業やそこで勤めている202万名以上の中堅、上級技術者や管理者及び従業員へ人的資源の専門的サービスを提供しています。日系企業向けのサービスには中智日本企業倶楽部・智櫻会・中智日本サービスセンター・HR法務センターがあり、人事労務法務最新情報発信及びコンサル、人事アウトソーシング、日系企業の交流会等を提供しています。

君合の中国法コラム

外商投資参入特別管理措置に関する全国版ネガティブリストと自貿区ネガティブリストの比較

中国の商務部および国家發展改革委員会は、2019年6月30日に「外商投資参入特別管理措置(2019年版)」(以下「全国版ネガティブリスト」という)、「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(2019年版)」(以下「自貿区ネガティブリスト」という)を同時に公布し、7月30日から施行すると発表した。本稿では、外商投資に関わるネガティブリスト制度の適用規則、2019年のネガティブリスト制度における変更内容、全国版ネガティブリストと自貿区ネガティブリストの相違点などについて、以下のとおり解説する。

I. ネガティブリスト管理制度の適用規則および 2019 年のネガティブリスト制度における変更内容

1. ネガティブリスト管理制度の適用規則

2020年1月1日から施行される「外商投資法」第4条では、「国は外商投資に対して、参入前内国民待遇にネガティブリストを加えた管理制度を実施する」と規定されている。また、第28条では、ネガティブリスト管理制度について、(1)外国投資者は、外商投資参入ネガティブリストに定める投資禁止分野に投資してはならない。(2)外国投資者が外商投資参入ネガティブリストに定める投資制限分野に投資する場合、ネガティブリストに定める条件を満たしているものとする。(3)外商投資参入ネガティブリストに該当しない分野については、内資・外資一致の原則にしたがって管理を行う。」と規定されている。

2. 2019 年のネガティブリスト制度における変更内容

2019年の全国版ネガティブリストおよび自貿区ネガティブリストを、2018年の全国版ネガティブリストおよび自貿区ネガティブリストと比較すると、これまでの制限類、禁止類というカテゴリー分けが廃止され、全体を13業種に分けて、業種ごとに禁止項目と制限項目が設定されている。具体的な変更内容としては、2019年の全国版ネガティブリストおよび自貿区ネガティブリストでは、自動車製造業、金融業における外資企業の出資比率に係る規制撤廃までの過渡期が明確化されたほか、農業、採掘業、製造業、インフラ、交通輸送、付加価値通信業(中国語: 增值電信)、文化などの分野において、いくつかの制限項目と禁止項目が削除され、外資企業に対する規制緩和が今後さらに拡大していくことが分かる。

II. 全国版ネガティブリストと自貿区ネガティブリストの相違点

全国版ネガティブリストと自貿区ネガティブリストの相違点

1. 外商投資に対する制限項目における相違点

外商投資に対する制限項目における主な相違点は、下表のとおりである。下表以外の項目については、基本的に一致している。

	項目	自貿区ネガティブリスト	全国版ネガティブリスト
1	出版物の印刷	記載なし	中国側が支配
2	文芸公演団体	中国側が支配	禁止
3	小麦、トウモロコシの新品種の選択育成 および種子の生産	中国側の持分比率は34%を 下回らない	中国側が支配

このほかに、2019年の全国版ネガティブリストと自貿区ネガティブリストでは、制限項目から(1)国内船舶代理会社および(2)映画館の建設、経営が削除された。また、2018年および2019年の外資自貿区ネガティブリス

トと一致させるために、2019年の全国版ネガティブリストでは、「公演・イベント関連運営機関は中国側が支配」、「石油、天然ガス(炭層メタンガスを含み、オイルシェール、オイルサンド、シェールガス等を含まない)の探査、開発は合弁、合作に限定」の2項目も削除された。

2. 外商投資に対する禁止項目における相違点

外商投資に対する禁止項目について、下表のとおり、①文学・芸術公演団体が、自貿区ネガティブリストでは制限項目となっていること、②「放射性鉱物の製錬・加工、核燃料の生産」および「中国の管轄海域および内陸水域における水産物の捕獲」が自貿区ネガティブリストには記載されていないことを除き、基本的に一致している。

	項目	自貿区ネガティブリスト	全国版ネガティブリスト
1	映画製作会社、配給会社、配給上映会社および映画の輸入業務	禁止。ただし、認可を受けた上で、中外合作にて映画撮影を行うことが可能	禁止
2	文芸公演団体	中国側が支配	禁止
3	放射性鉱物の製錬・加工、核燃料の生産	記載なし	禁止
4	中国の管轄海域および内陸水域における水産物の漁獲	記載なし	禁止

Ⅲ. 今後の立法の動向

下表の項目については、全国版ネガティブリストおよび自貿区ネガティブリストのいずれにおいても合弁または合作会社に限定すると規定されている。しかし、2020年1月1日の「外商投資法」の施行に伴い、中外合作という企業形態が存在しなくなることから、2020年以降、「合作会社に限定」という規制の取り扱いがどうなるのかについて注目されているが、この点についてはまだ明確にならなかったため、今後も引き続き、関連する法律法規や政策文書の公布、および国家発展改革委員会および商務部が発表する「細則」などを注視していく必要がある。

	項目	自貿区ネガティブリスト	全国版ネガティブリスト
1	未就学児向けの教育機関、普通高校および高等教育機関	合作会社に限定する	合作会社に限定する
2	市場調査	合弁又は合作会社に限定する	合弁又は合作会社に限定する
3	医療機関	合弁又は合作会社に限定する	合弁又は合作会社に限定する

当資料は情報提供のみを目的として、君合律師事務所によって作成されたものであり、当行はその正確性を保証するものではありません。また当該機関との取引等、何らかの行動を当行が勧誘するものではありません。

謝均 君合律師事務所パートナー

君合律師事務所は中国、海外に事務所を持つ中国最大級の事務所であり、国際法律連盟(ILASA)より連続で中国のベスト弁護士事務所金賞に選ばれている。謝均弁護士は、一橋大学法学研究院にて法学修士を取得後、日本の法律事務所勤務を経て2015年5月から君合律師事務所へ転籍。外商投資、再編撤退、労務管理、M&Aの分野に強い。



三菱 UFJ 銀行の中国調査レポート(2019年9月)

■ ニュースフォーカス No.10 2019

深圳：社会主義先行モデル地区の建設を中国政府が後押し

http://rmb.bk.mufig.jp/files/topics/1014_ext_02_0.pdf

業務開発室

■ ニュースフォーカス No.11 2019

広東・香港・マカオグレーターベイエリア個人所得税優遇政策（広州市編）

http://rmb.bk.mufig.jp/files/topics/1015_ext_02_0.pdf

業務開発室

■ MUFG BK 中国月報 第163号（2019年9月）

キャプテン翼展から日中、米中関係を考える

http://rmb.bk.mufig.jp/files/topics/1012_ext_02_0.pdf

国際業務部

■ MUFG BK CHINA WEEKLY 2019/9/11

完成車並行輸入の促進 試行地域のさらなる拡大

<https://count.bk.mufig.jp/c/Ccl0k0hfv1n5i9Hfe5c1e54lid0k0hfwobdyx>

国際業務部

本資料は、参考のみを目的として、MUFG バンク(中国) 有限公司(以下「当行」)が作成したものです。当行は、本資料に含まれる情報の適切性、完全性、又は正確性について、いかなる表明又は保証をしません。

本資料に記載されている情報及び意見のいずれも、預金、証券、先物、オプション、又はその他の金融商品又は投資商品の購入又は売却の申出、勧誘、アドバイス若しくは推奨をするものではなく、またそのように解釈されるものでもありません。

本資料に含まれる意見(あらゆる声明及び予測を含む)は、通知なしに変更される可能性があり、その正確性を保証致しかねます。本資料は、不完全又は要約されている場合もあり、本資料に掲げる当事者に関する重要な情報を全て網羅していない可能性もあります。当行(含む本店、支店)及び関連会社のいずれも、本資料を更新する義務を負いません。

本資料に含まれる情報は、MUFG バンク(中国) 有限公司(以下「当行」)が信頼できると判断した情報源から入手したのになりますが、当行は、その適切性、適時性、適合性、完全性又は正確性について、いかなる表明又は保証をせず、一切の責任又は義務を負いません。したがって、本資料に記載されている評価、意見、見積り、予測、格付け若しくはリスク評価は、当行による表明及び/又は保証に依拠されるものではありません。当行(含む本店、支店)及び関連会社並びに情報提供者は、本資料の全部又は一部の使用に起因するいかなる直接的又は間接的な損失又は損害について、いかなる責任を負いません。

過去の実績は、将来の業績を保証するものではありません。本資料に含まれるいかなる商品の業績の予測について、必ずしもその将来実現する又は実現できる業績を示すものではありません。

当行は、本資料の著作権を保有し、当行の書面同意なしに本資料の一部又は全部を複製又は再配布することが禁止されます。当行(含む本店、支店)又は関連会社は、当該複製又は再配布によって生じる、いかなる第三者に対する責任を一切負いません。

受領者には、必要に応じて、専門的、法律、金融、税務、投資、又はその他の独立したアドバイスを別途取得する必要があります。

MUFG バンク(中国) 有限公司 リサーチ & アドバイザリー部 中国調査室
北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大厦4階 照会先: 石洪 TEL 010-6590-8888ext. 214